

鳥羽市全員協議会会議録

令和3年3月10日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	清水敏也
議事総務係 書記	中村真緒

次長兼 議事総務係長	木田崇
---------------	-----

(午前10時45分 再開)

○木下順一議長 本会議に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。

議会協議事項1、議会例規の一部改正（鳥羽市議会委員会条例等）についてであります。

それでは、事務局に説明をさせます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 皆さんお疲れさまです。事務局木田から本日の案件につきましてご説明を申し上げます。

今日、説明させていただくのは、三つの条例、二つの規則、三つの規程というふうなことで、それぞれ一部改正ということでございます。

本来、これら八つを一つずつ説明させていただくところではございますが、改正理由別に三つに分けて説明を順次させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

皆様のお手元に、まず、紙ベースで資料を配らせていただいております。1枚ぺら横、A4の横です。議会関係条例等の改正（令和3年3月会議）というもの、あと、それと、15ページにわたる新旧対照表と様式等をつづったホッチキス止めのもの、あと一番最後に全国市議会議長会から届いておる文書について資料としてつけさせていただいておりますので、これらを見ながら説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、1枚ものぺらの一番上から順番にさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、三つに分けて説明ということで、一つ目が常任委員会の統廃合ということで、それを理由にした改正を必要とするものです。これについて説明させていただきます。

従前から議員の皆様にご協議いただき、この令和3年5月から総務民生常任委員会と文教産業常任委員会を統合し、統合というか廃止して、新たに行政常任委員会を設置するということが決定しておりますので、それによるものでございます。

15ページまである資料の1ページ、2ページをご覧ください。

まず、1ページ目、第2条でございます。第2条で総務民生常任委員会と文教産業常任委員会を削除、もちろんそれに付随する所管事項も全て削除という形でさせていただいております。新たに行政常任委員会、これを14人ということで、議長を含めた形での人数で、所管は、他の常任委員会の所管に属さない事項という、こういう表現でさせていただいております。他の常任委員会というのは、いわゆるもう一つの常任委員会である予算決算常任委員会を指すものでございますので、そういう意味でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

第3条でございます。第3条では、委員の任期を、これまでは常任委員の任期は2年とする、ただし、後任者が選任されるまで在任するというふうになっておりましたが、これを、常任委員の任期は、議員の任期とす

るというふうに変えさせていただきたいと思えます。

さらに、これを受けて、第3条の2の第3項に、従前、議会運営委員会の委員の任期について、前条の規定を準用するというふうになっておりましたので、前条に当たる部分が先ほど説明した部分でございますので、同じですとよろしくないですので、この部分を、前項の委員の任期については2年として、2年ごとに替わるということで、ただし、後任が選任するまで在任するというふうな方向で変えていくというふうにしております。

同じく、常任委員会の統廃合を受けて、鳥羽市議会公印規定の一部を改正いたします。

資料の3ページ、4ページをご覧ください。

こちらのほうで、第2条のところ公印の種類、総務民生常任委員長印と文教産業常任委員長印というのがございましたが、こちらをなくして、行政常任委員長印というのを新たに設けたいと思っております。

さらに、今まで特別委員会委員長印と刻印された角印があったのですが、特別委員会の委員長印を、いわゆる丸印で委員長印と刻印されたもので使用しておりましたので、特別委員会委員長印と刻印された角印のほうに変更して、委員長印である丸印のほう、すみません、4ページのほうを見ていただくと分かるんですが、一番最後、一番下の段でございます、こちらのほうを協議等の場で規定した委員会、常任委員会の委員長名をもってする文書で使う印としたい。この協議等の場で規定したというのは、現状でいうところの広報広聴委員会委員長のことを指すものでございまして、そういう形で使わせていただきたいと、このような改正をお願いしたいと思います。

続きまして、二つ目にまいります。

議員の出産による欠席に関する規定でございますが、別資料、全国市議会議長会から来ておる文書を見ていただきますと、標準市議会会議規則の一部改正というものについて通知が来ております。これの2枚目のところに、欠席の届出関係ということで、出産の関係が入っております。

改正理由はここにもありますように、政府の第5次男女共同参画基本計画の閣議決定の後に、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として、標準会議規則において明文化されている出産について、産前産後の期間にも配慮した規定とするよう要請があったことによるものでございます。

鳥羽市議会会議規則では、第2条で本会議の欠席、第88条で委員会の欠席についてそれぞれ出産のために欠席する場合、出産予定日の産前産後期間を明らかにして、あらかじめ議長に届出ることができるというふうに改正するものでございます。

また、その上の部分に、もう一つ欠席の届出というところで、これまで事故のため出席できない場合は届出をしなければならないとなっておったところを、その一言で片付けるのではなく、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない理由のためというふうに広く理由を明記するようなことで、欠席理由について、事故という一言で片付けられないように配慮した表現にしようという、そういう動きでございます。

続きまして、押印関係でございます。この押印関係に関しましては、皆様もコロナ禍でリモートワークというか、在宅勤務とか、そういうことをするために、判こをなくしましょうというふうな、押印をできるだけなくしましょうということで、国からのそういうふうな見直しを求められておったことを受けての改正でござい

ます。

上から順番に説明させていただきます。

2ページです。

鳥羽市議会委員会条例におきましては、会議録の作成の際に、署名または押印としていたものを、署名または記名押印とします。

続きまして、15ページある資料のうちの5ページ、6ページをご覧ください。

鳥羽市議会会議規則では、請願書への記載について、請願者の氏名記載と押印を義務づけていたものから、請願者の署名または記名押印を義務づけるものに改正いたします。これは、先ほどもありました全国市議会議長会からもこのようにというふうなことで通知がまいておる部分でございます。

8ページご覧ください。

鳥羽市議会政務活動費の交付に関する条例の様式1号報告書、もう一つ、9ページ、鳥羽市議会政務活動費の交付に関する規則の様式第1号交付申請書、この二つにつきましては、ともに様式から判こをつくように丸印というふうなところが名前のところにあります、これを削除するということになります。

10ページご覧ください。

鳥羽市議会全員協議会会議規程では、これもまた最初のほうにありました会議録作成の際、署名または押印としていたものを署名または記名押印というふうに変えたいというふうに思います。

続きまして、11ページ、鳥羽市議会議員政治倫理条例施行規程第2条で、ここへ、見ていただくと今まで税等の種類ということで、上から順番に市県民税、軽自動車税というふうに並んでおったわけですが、この中に、実際には後期高齢者医療保険料というも該当する方が見えた場合は、今も運用上はやっておるんですが、様式的にないので、今回加えさせていただきたいということで、ここへ1行加えるというふうな形で改正させていただきたい。及び、その上の部分の議員名のところの押印の丸印というのを削除したいというふうに思います。

13ページ、14ページご覧ください。

こちらと同じ鳥羽市議会議員政治倫理条例施行規程の中でございますが、審査請求書と審査請求署名簿の1枚目の部分、それぞれ代表者のところに氏名で判こを押すように丸印というのがありますが、これらを削除したいと思います。

一番最後が、15ページ、先ほどの14ページの部分からの続きでございますが、署名をする部分で、左から、番号、住所とあり、その後署名及び印というふうになっておるんですが、こちらを署名というふうに変更したいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

なお、鳥羽市議会委員会条例と鳥羽市議会会議規則、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例、鳥羽市議会政務活動費の交付に関する条例のこの4件については、議決を必要といたしますので、この後、3月26日に本会議にて発議を予定したいと思います。

議会規則のことですので、議運のほうで提案をよろしくお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○木下順一議長 説明は終わりました。ただいま次長のほうから説明していただいたこの件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお受けいたします。

戸上議員。

○戸上 健議員 ごめん、1点お伺いしますが、この議員の出産による欠席に関する規程です。

市議会議長会の文書を読むと、長期欠席議員の議員報酬削減条例を制定しているところについては、この出産規程をどうするかということに関して、改正もしくは付記が必要だという類いの記述があります。うちその条例を制定しておりますけれども、その中に出産という規定はありましたか。ちょっと、僕も発議者でありながら、ちょっと忘れておって分かんのですけれども、それは研究してもらいましたか。

○木下順一議長 次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。今までうちのほうの、いわゆる議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例にそのことはうたわれておるんですが、出産に関しては今まではうたわれておりません。今回うたわせていただきたいということで上げさせていただいております。

すみません。7ページのほうをご覧ください。

今言われるところの長期欠席の部分です。今まで1と2というものがあって、そこには出産というものは入ってございませんでした。今回、2番に女性議員の出産ということで鳥羽市議会会議規則の、先ほど言った第2条第2項と第88条第2項に規定する産前産後の期間に限り適用除外とするようなことでお願いしたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○戸上 健議員 了解です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので……

中村係員。

○中村議事総務係書記 すみません。最後の押印を規定しているものがないが、通告等において押印しているものということで、資料をつけさせていただいております、そのことについても少し説明をさせていただきたいと思います。

資料四つ目のA4紙1枚のものになります。今まで通告等におきまして記名押印ということで提出をいただいておりますが、これを記名に変えさせていただきたいと思っております。

また、欠席届についても記名押印ということでやってまいりましたが、こちらは正副議長と相談させていただきまして、欠席に関わることであるということで、署名に変えさせていただきたいと思っております。

発議につきましては、現在、署名押印でさせていただいておりますが、これにつきましては、このまま署名押印を継続させていただきたいと考えております。

また、最後の委員会室の使用申込みについては、事務的なこととなりますが、記名押印から記名ということ

で変えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木下順一議長 この件に関してもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもって全員協議会を散会します。

(午前11時06分 散会)

---

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年3月10日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一